

第 4 1 5 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 6 月 2 4 日（火）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 6 月 2 4 日、第 4 1 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 7 名

1 番	平 岡	武	1 0 番	広 岡	史 郎
2 番	難 波	靖 通	1 1 番	吉 識	定 和
3 番	宮 内	富 夫	1 3 番	松 岡	秀 人
4 番	釜 坂	道 弘	1 4 番	富 田	昭 市
5 番	北 山	孝 彦	1 5 番	小 國	正 子
6 番	福 永	繁 一	1 6 番	日 野	虔 介
7 番	小 林	博	1 7 番	高 井	國 年
8 番	石 野	光 市	1 8 番	宇 崎	壽 幸
9 番	東 森	修 一			

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 討論・採決
第 4 閉会中の所管事務調査申出
第 5 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 総括質疑
日程第 2 委員長報告・質疑
日程第 3 討論・採決
日程追加 動議
日程第 4 閉会中の所管事務調査申出
日程第 5 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は17名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
それでは、付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

議 長 それでは、日程により本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。

議案番号並びに関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 議案の第45号、道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、条例の案といたしまして文が載っております。これについては質疑でも相当内容も広範囲にわたって私もさせていただいたわけですが、もう少しお尋ねをしたいことがございますのでお尋ねをしたいというふうに思います。

この附則ですね、附則、この条例は公布の日から施行するというふうになっておるわけなんですけれども、公布の日はいつになるんでしょうか。まずそこから。

まちづくり課長 公布の日でございますが、議決日になろうかと思っております。

1 1 番 議決日ということですね。

そうしましたら、きょう賛成が多ければきょうということになるわけですね。そうなりますと、その即議決をきょうやって、賛成があれば、施行する必要性はどこにあるのかお答えをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 まず、必要性でございますが、この条例の改正となりますと、次の台帳の整備ということになりますので、この基準に基づいて台帳を整備すると、図面及びそれに付随する調書等を整理の作業に入るものでございます。

1 1 番 台帳の整備ということであれば、これまでもお聞きをしました範囲では、たしか昭和55年から見直しをしてないというようなご説明だったと思うんですが、そうしますと、相当年月もたっておりますし、区長会の要望が毎年出ておりますけれども、あの中でも道路に関する等級の主に格上げの要望ですね、これが相当部分を占めております。これまでも対処をされたものもあると思うんですが、相も変わらず道路に関する要望が多いというのが現状だと思うんですね。

そういうふうなことを考えて見ますと、果たしてその議決をして公布をしたらですね、即施行をするというのはいかかなものかと私は思うんですね。一定の先日に質疑でも物差しの話が出てまいりまして、卵が先か鶏が先かという話で物差しの話が出てまいりました。決めてから、条例を制定してから説明をするんだ、協議をするんだというふうな答弁でしたが、最初に条例が議決をされまして施行をされますと、条例に反するような協議の結果ということは、期待できないわけですね。反するようなこととなりますと、条例そのものが何やということになるわけですね、条例がこうだからこうですと、条例をまっすぐ解

積してですね、話しているということになるわけですね。そうでないと条例を制定する意味がありませんのでね。

そういうところから、私も決して見直しを否定するというような意味でご質疑を申し上げておるわけじゃないわけですし、先日の質疑でも言われましたように、やりとりがありましたようにね、非常に住民の生活にも影響の大きい、自治会にとっても影響の大きい事柄だけに、ある程度協議が整った時点で施行をしていくというふうなのが私はベストではないのかというふうに思うわけです。

そういうふうな意味から、今もこの施行の必要性をお聞きをしたんですが、課長さんの答弁の台帳の整備等々の答弁ですと、私は、そんなに即施行する必要性というのが、今お答えの中ではないんじゃないかと思えます。

もう一点お聞きをするんですが、副町長を頭に審査会を開いたという答弁があったわけですが、この審査会は1年ほどらしいですが、何回お開きになったのか、まずそれを。

まちづくり課長 この条例の改正につきまして、これまで関係課で協議をしてまいりました。メンバーにつきましては大きくは変わっておりませんが、これまでの協議したメンバーを主としてこの今回審査会を設けております。協議の内容については同じ内容であります、やはり審査会を設けまして協議を改めてしたわけなんです、この審査会については1度開いております。

1 1 番 1年の間に1回、私は相当開催をされたんかなというふうに思っていたんですが、1回ということですね。それまでに関係課でやっておると、課内でやっておるといふ答弁だろうと思うんですが、違うんですか、違ったら教えてください。

まちづくり課長 関係課で協議しましたのは、約10回程度はやっております。もちろん担当課の内部でもやっております。審査会を発足してやったのは1回であります、今までの協議の延長上ということで、主として同じメンバーでやっております。

1 1 番 課の中でお話をされるのは、これは毎日でもできると思うんですね。担当者、隣の者と話したらそれも協議になるのであればね。どういうふうにされたんか、説明がないのでわかりませんが、当然やって当たり前の話ですし、特にこの審査会というような表現がありますと、私は公平に判断ができるような中立的な立場の方も含めて、その審査をすると、公平に物事が進んでいくようにね。一般的には私はそういうふうなもんだらうと思うわけです。

ですから、わざわざ審査会という組織をつくって検討したんだ、ということでしたのでお尋ねをしたわけで、その審査会1回開いたのはいつですか。どういう内容での協議、審査がなされたのか詳細に説明をいただきたい。

まちづくり課長 審査会は5月30日に行いました。検討事項としましては、今回の福崎町道路の管理等に関する条例の改正、そして、今回事案にあげております道路線の認定廃止等でございます。資料をもって担当から説明をし、十分協議をいただいて、今回調整した運びになったものでございます。

1 1 番 じゃあ、この5月30日の審査会は、何人で開催されたんですか。詳細に説明してくださいということですから、その辺から答弁してもらわんと困るんですね。

まちづくり課長 7名が出席しております。

1 1 番 7名ということで、もう一回重ねて聞きますが、まちづくり課の担当を含めた会議と副町長さんというのがメンバーですか、どうですか。

まちづくり課長 メンバーは副町長、技監、総務課長、企画財政課長、住民生活課長、産業課長、まちづくり課長、下水道課長でございます。

1 1 番 メンバーはようわかりました。私が思いますのは、ただいまの答弁をお聞きしましてね、その5月30日ということは平成20年ですね、おやりになったのは。

年がなかったら平成19年か20年かわかりませんのでね、平成20年だろうと思うんですね。

そういうふうなことですと、この議案を提案するに当たって、格好づけに説明もせんといかんで審査会を開いて審査をしました、こういうふうな説明のための審査会ではなかったかというふうに思うんですね。そういうふうな意味から、一度その審査会のそれぞれ今お答えになった出席者の発言内容ですね、そういうものをお見せいただいたらよく理解ができるのではないかというふうに思いますので、できればそういうものを提出求めておきたいと思います。この件については、その辺にしておきます。

次は、議案第48号の水道事業会計歳入歳出決算認定についてお尋ねをいたします。

この決算書の29、30ページと他にも出ておったと思うんですが、この保険料というものが出ておまして、「管理棟及び自動車保険料他」という記述がございます。3月の予算議会でも私は、それぞれ福崎町には公用車がたくさんございまして、それぞれの担当部署で所有、管理をしておられるもの、また、出納室が集中管理をしておられるものがございますが、それぞれの年間の走行距離とか、経費面、燃料代とか保険料、修繕料、検査料もろもろのもので、そういうふうなものの19年度の結果をお聞きするので言うときますというふうな予算のときにたしか言うたと思うんです。そういうふうに記憶をしとるんですね。

水道がちょうど19年度の決算が出ておりますので、ここで一度この水道課の保有車両の年間の走行距離が月ごとにきちんとまとめてあると思うんですが、そういうふうな資料が提出してもらえるものなのかどうなのか、その辺をお聞きしたいというふうに、まず。

水道課長 水道課の車の年間の走行距離、これは1年間を通してはまとめております。今、議員言われましたように、その月ごとの走行距離というのはまとめておりません。

1 1 番 燃料代はどうか、車ごとの。

水道課長 車ごとの燃料代につきましても、月ごとにはガソリンの使用量、燃料代ということで、月ごとにはまとめております。

1 1 番 まとめてあるようでしたらお見せをいただきたいと思うんですが。と言いますのは、昨今、原油が非常に高くなりまして、ガソリン等、軽油にしましても市場最高値を記録している状況です。町の職員は、そんな悪い方はいらっしやいませんで、そんなことはないと思うんですが、例えば、燃料を公用車に入れて、それを抜いて自分の車に入れて、また入れると。いや、例えばの話です。そういうことが起こらんとも限らない。そういうことが新聞なんかでもよう載っています。ですから、管理の問題なんです、出来心でと、そんなことはないと思いますけれども、起こりましたらお互いに不幸な事態になりますので、そういうことが起こらないようにしようとすると、毎月の走行距離と燃料代をきちんと把握しておれば、まず起こらないと思うんです。ですから、そういう意味で、私はきちんとしたものが月ごとのものがまとまっていないということについて、非常に残念に思うわけです。ある資料で結構でございますので、一度議会の方へ提出をしていただいております。

それから、この34ページですね、企業債の明細書というのが出ております。償還は元金が2,280万6,547円償還をしたと、こういうことですね。私、これをちょっと見ておまして、昨年、年末でしたか、ことしになったからでしたか、企業債の繰上償還の報告を受けたんですが、これはどうなったんやろ

なあと、この表を見て思いました。

したがいまして、水道課でもって、かなり見ておりますと、利率が昭和53年、平成2年、4年、8年あたりまでは非常に高利でございまして、私、今でも記憶をしておるんですが、以前に民生の委員会だったと思うんですが、これの借換えはできないのですか、金利が余りにも高過ぎますんでねというふうな質疑もしたことがございまして、当時は、いや、それはもう絶対でけへんねんというふうなことで、考えてみたら国にしろ、金融公庫にしろ、それぞれ事情があって予定があるわけですから、利率が安いからすぐにとということにもならないんかなということ考えたことがございまして、今回は、一般会計では報告を受けたわけなんですけど、水道の方はどうなっておるんだろうと思ひまして、もし水道の方も検討をされたのであれば、水道事業についてはどういう要件で繰上償還がオーケーになったのか、そういうことを全然考えたことなかったのか、その辺のところからまずお聞きをしたいと思ひます。

水道課長 議員が今言われました平成19年度に公的資金の補償金免除と繰上償還制度というのができました。これは21年まで3年間の臨時特例措置ということでございまして。そして、これにも条件がございまして、水道課の最後の34ページ、利率の高いもの5%以上というふうな上限がございまして。そして、この該当するのが水道課では4件ございまして。5.05%の分、5.65%の分、6.7%、6.3%ということで、合計にしますと4億400万というふうな形です。

そして、この対象となる条件でございましてけれども、資本比、これは元利償還金比率といいます。これが一定の条件がございまして、5%の場合は71円以上というふうな上限です。そして福崎町の場合、計算をしてみますと41円20銭というふうなことで、この対象にならないと。

そして、次に、年利が6%以上というふうな残債について、またこれも条件がございまして、これも資本比が元利償還比率ですけども、59円以上ということで、先ほど言いましたように41円というふうなことで、この5%以上の利率が高い対象物件については条件面でクリアできなかったということになっております。

1 1 番 検討をしたけれども要件に当てはまらなかったということのようですね。それやったら私は結構やと思うんですね。よう検討していただいたらね。

この前の質疑のときにも申し上げましたように、手元にお金がたくさんあるわけですから、有効にその活用をしていただくというふうなことだろうと思ひましてね、町民の皆さんに、金利が少しでも安くなると負担がそれだけ少なくなるということで、非常にいいことだと思ひましたんで、そういうふうなことをお尋ねをしました。

それはそれで、次に、去年もいろいろとお尋ねをしたところへ移るわけなんですけど、この主にきょうは決算書の8ページの剰余金処分計算書案というところへのお尋ねをしたいというふうに思ひます。

今年度のこの案の当年度の未処分利益剰余金は1億4,792万1,741円ということでございまして、利益剰余金処分額ということで減債積立金500万円、建設改良積立金1億円、翌年度繰越利益剰余金4,292万1,741円というふうな案が示されておるわけなんですけど、この減債積立金なるものですね、これはどういうふうなものなんでしょうか、ちょっと説明をしてください。課長さんが認識をされておる内容で結構でございまして。

水道課長 この減債積立金につきましては、企業債の償還に充てる積立金でございまして。
1 1 番 企業債の償還に充てるものだという事です。私もそうだというふうに思ひて

おりまして、それ以外には使えないということでしたね。

じゃあ、ちょっとお尋ねをするんですが、この3、4ページを読みましたら、資金的収入及び支出のところで、支出の決算額が3億3,415万6,747円になっておりますね。収入が少ないものですから、その不足分を損益勘定留保資金、消費税の資金的収支調整額と二つで補てんをしたというふうに記載がございますね。この資金的支出の中に、企業債の償還の元金の償還分が入っておりますね。それは後ろの方に載っていますけれども、32ページに載っておりますね。私が思いますのは、何ゆえ減債積立金を使わないのか。減債積立金は積んどくだけでほかに使い道ないんやから、積んでももったいない。もっと有効に活用せんといかんねやというふうな話です。じゃあ、これをなぜ使わないのか、なぜ使わなかったのか説明をいただきたい。

水道課長 答えをいたします。資金的収支のこのページで言いますと31ページ、32ページというふうな形でそれぞれ収入、支出がございます。本年度はこの元金もかなり下がってきまして、2,280万6,547円ということになっております。この支出の中身ということで収入それぞれ他会計の補助金、それから工事負担金というふうな形で収入がございます。減債は、ことしの決算で約2,300万積み立てを予定しております。

それらのこの今の償還金は、これらの収入で賄っておるというふうな形で、先ほど、議員言われましたように、3ページ、4ページ、ここでなぜ返さないかというふうなことでございますけれども、この補てん財源についても順番がございます。これは消費税から損益勘定留保資金という形で補てんするようになっております。そういう形で前回は質疑を受けましたけれども、まだこの損益勘定留保資金も約2,500万の残金がございます。これは翌年に送るという形になっておりまして、そういうふうな順番から、あえて使わなかったということがございます。

1 1 番 いや、最初に聞きましたように、順番があるのはわかるんです。もともと企業債の償還をするために減債積立金を積んであるわけで、有効に活用するということがしたら、それしか使い道のないものでまず充当して、あと足らなければ、今おっしゃるようにね、内部留保資金を使ってやっていただいてもいいんじゃないのかと、私、こういうふうに思うんですね。その点についてはいかがですか。

水道課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、この元金もだんだん減ってきておると。そして、先ほど言いましたように、19年度末でその減価償却の積み立てが2,300万と言いましたように、これをもっともっと減債の方に積んで、ある程度まとまったお金というふうな形で残しておきたいということを思っております。毎年毎年これを取り崩すというふうなことはしたくないと思っております。

1 1 番 課長さんは、どういう意味でおっしゃっているのかよくわかりませんが、資金を有効に活用するということがあれば、私が申し上げておるような方法が一番有効な方法ではないのかというふうに思うんですね。そうしますと、減債積立金を充当した分が内部留保資金がそれだけふえるわけですから。課長さんに去年も申し上げまして、いや、これでやるんだというふうなことで、ことしもこういうふうなこれまで同様の処分案になっておりますので、その辺のところを私は矛盾しておると思うんですね、おっしゃっておることがやっておられることと。だからお尋ねをしとるわけでしてね。

町長 私は、法律も会計も専門家ではありませんけれども、一般的に考えて、定期的に積んでおると財布にお金があったという場合、わざわざ定期を積み下ろして払わなくても、財布の中に小銭があって、それを払うという会計であるなら、

そういうふうに財布の中から払っていても、これはそんなにおかしなものではないと。わざわざ積み立てたのを取り崩すという作業をしなくても、小銭のある財布の中から払ってもこれは同じように、別にそれに印がついているわけではありませんので、現金として、お金として通るのではないかと、こんなふうに思っているわけです。

1 1 番 町長がね、お答えになりましたか。じゃあ、これから町長にもお尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、昨年私は、この利益の処分案についてお尋ねをいたしました。昨年度の建設改良積立金は5,000万だったと思うんですね。減債積立金が300万、翌年度繰越金はちょっと金額忘れましたが、この建設改良積立金が、ことしは、何ゆえ、1億円になるんですか。翌年度への繰越利益剰余金が4,292万1,741円になっておりますが、何ゆえなんでしょうか。合理的な根拠を答弁してほしい、こういうふうに私、去年、申し上げております。それと昨年お尋ねをしておりますのは、資本金には自己資本金と借入資本金が公営企業会計にはございます、それが何ゆえなんでしょうか、ということもお尋ねをしておるわけです。

町長は、昨年度の答弁の中で、「会計の公営企業と民間企業のやり方の違いということまで問われますと、今ここでお答えする能力を私は持っておりませんので、そういった事柄は今後研究をしてお答えをさせていただきたいと思いません」と、こういうふうに答弁されておるわけなんです。1年たちましたんで、よく研究もなされただろうというふうに思いますので、この減債積立金、建設改良積立金、翌年度繰越利益剰余金、この処分案になる合理的な根拠の説明をしてください。

町 長 私は、公営企業法の32条にあると思っておりますし、そういうことに基づいてこれまで答弁をしてきたと。そして、そういう会計に基づいて、そういうやり方について水道課がきちっと計算をして皆様方のご承認を得ていると、このように理解をしております。

1 1 番 今、ここに32条の条文が手元にないようですので、また再度お尋ねをしたいと思えますけれども、もうちょっと具体的に、町長、説明をしていただきませんか、余りにも抽象的過ぎて私には理解ができないわけですね。もう一度答弁を。

町 長 問いに対して答えたつもりですが、どういう件が具体的に説明をしたらいんでしょうか。

1 1 番 私が記憶をしておりますのは、減債積立金は20分の1以上の切りのいいところで、昨年も300万にするのにそういうふうなお答えだったと思うんです。それで、ことしは500万、利益が多いですから500万になっておるんだらうと、そういう解釈をさせていただいたんですね。ですから、その建設改良積立金が1億円になる合理的な根拠ですね、それをお答えください。

町 長 まず、法というのはどういうものなのかという共通理解をしておかなければいけないと思います。

私は、法律というのは、やはりだれでもが好き勝手にしてはいけないという制約をきちっと決める、そういう性格を持っているのが一つあると思うんですね。と同時に、しっかりとその実態、ここでいうならば水道ですが、水道事業をしっかりと守っていくという。制約はするけれども、同時に、自由に活動をして、それが倒れない、守っていくという両側面を持っていると。制約があれば同時に、その事業をしっかりと守っていくためにつくられた法律と、それが法律の性格だと思っているわけですね。

32条を見てもみますと、ただ一項ではないんですね。これを見てもみますと6項まであります。6項までであるということは、6項の範囲の中で、その企業が、ということは、この場合で言いますならば、福崎町の水道事業会計が、よりよく運営される方法でやるならいい。しかし、それは好き勝手にやってはならないというふうになっておりまして、2項では好き勝手にやってはならないと。やはり議会のきちっとした承認を求めなさいよというふうになっているわけです。ですから私たちは、案をつくりまして、皆様にお示しして、皆様のご賛同を得て福崎町の水道事業会計をやっていくというふうになっています。

吉識議員の考えでいきますと、一項のみの適用になりますが、法の適用という場合は、それこそ針金でもうがんにがらめにするという性格と同時に、やはり柔軟性があり、その場その場、いわば、時と場合、地方自治体ごとの判断とかそういうふうな事柄も若干は認められている。そうでなければ裁判官によって法律が無罪になったり、有罪になったりする。専門家でもそういうふうなことが起こるわけでございまして、法律には柔軟性もあるというふうに私は理解しておりまして、32条の適用をしっかりと守って、福崎町は水道会計をつくり上げた。だから上級の審査を経てもそれで通ってきておりますし、こういうやり方で福崎町の水道ができてからずっとやってきたそういう伝統もあるわけでありまして、にわかにかここにきて変更しなければならないという理由もないのではないかと、そんなふうに思っております。

1 1 番 今、町長がお答えになりましたことは、ごくごく一般的な内容のお話でございまして、私もそのように思います。

この水道事業につきましては、公営企業法施行令がございまして、公営企業はこうあらねばならんというところが、3条か4条かにたしか書いてあったと思います。それぞれ細かいこともずっと書いてありまして、継続して住民の福祉のために事業を運営していくんだというふうなことも書かれておりますし、議会にこの議案として審議を求めていくというふうなことも書いてございます。それもよく承知をしておりますし、監査についても受けんといかんというふうなことも書いてあるのもよう承知をしております。

そういうことはよく承知をした上でお尋ねをしておるわけでございまして、それぞれの判断ということになりますと、町長がおっしゃいますように、町長がおっしゃった一番いい例は、最高裁だと思うんですね。最高裁は法文の解釈をやるわけですから、15人裁判官がいて、15人が判断をいたしますと、必ず15対0になるかと言いますと、まずそうならない例が多いと思うんですね。ですから、それはそれでいいわけですし、多い方に進めていくということで私はいいと思うわけです。

今、私がお尋ねをしておりますのは、この処分案の建設改良積立金と翌年度への繰越利益剰余金をお決めになった、何ゆえ1億なのか、9,000万ではいかんのか、1億1,000万ではいかんのか。例えば、建設改良積立金が、こういう条文があるからこうしたんですという説明がほしいわけです、根拠がね。合理的な根拠というのは、私はそういうことだと思うんですね。だからお尋ねをしておるんです。どうですか。

町 長 それは今議会で議案を提案いたしまして、この議案を出す前に監査委員にもお示しをして、監査委員さんのご意見も得ながら進めてきたということでございまして、これまで水道課長がそういうことを、縷々答弁してきた内容の中に具体例は含まれていると、そう理解をしているわけでございます。

1 1 番 監査を受けておられるということで、先ほども言いましたように、企業法にも

きちんと載っておりますし、監査の報告書も見せていただきました。よく承知をしております。監査の報告書には、この件については、実際に記述はなかったように思います。ですから、この点について監査の時点で言及がなされたのかどうかということにつきましては報告がないですから私はわからないわけですが、担当の課長はよく承知をしておると思うんですが、課長さんどうでしたか。

水道課長 この建設改良積立金の根拠ということでございますけれども、これも毎年言っております。その当年度の純利益分の相当額ということで、昨年は純利益が5,600万ということで昨年度は5,000万。そして、本年度は9,000ちょっと超えております。そういう形で1億ということで、それがその金額を決定した理由でございます。

1 1 番 それなら、その年の純利益という、そういう答弁ですね、課長さん。先ほど私がお尋ねをしました監査の時点は、どうでしたか。ここにも議会選出の監査がおられますけれども、答弁をしていただく場じゃございませんので、課長さんにお尋ねするんですが。

水道課長 決算審査の監査を受けたわけですが、別に何も出ませんでした。

1 1 番 出なかったということですが、私は大きな監査の項目だろうと思うんですね。ですから、また監査委員にも一度話をしたいと思います。

昨年度は、繰越金につきまして、「もしものことがあっては困る」と答弁をされましたね、課長さんは。一昨年は何でしたか、課長さん。覚えてますか、覚えていません、それは覚えとかなあかんわ、毎年違うんやから。毎年違うから忘れるんや。同じこと言うたら絶対覚えておるんや、課長さん。僕、言いますよ。一昨年は、「日々のお金が要るんです」と、こう言うてる。18年度決算では、「もしものことがあったら困るんだ」と、そない言うてる。ですからね、ことしはどういうふうにお答えになるのか、この繰り越しについては、課長さん、お答えをしてください。

水道課長 ことしは4,200万ということで利益を翌年度へ繰り越しをしております。この主な理由につきましては、昨年同様、もしものときに備えるという形で、大きな修繕の費用とか、そして、災害とかが起こったときには、本年度は黒字を見込んでおりますけれども、赤字になったとき、欠損金が出たときのための補てん財源というふうな形で本年度はこの4,200万を積み立てております。

1 1 番 課長さんね、5月2日、民生常任委員会に中期経営計画を提示されておられますね。これ見てください。この報告書の21ページに中期計画というのがあります。これの3、(1)で中期財政収支計画というものが出ております。①収益的収支及び資本的収支、表が出ておるわけですね。この表を課長さん、よくご覧いただきたいと思うんですね。これは、まさしくきちんと決算をまとめたものでして、平成18年度決算、平成19年度、平成20年度、21年度、22年度、23年度というふうに分かれておまして、それぞれ見通しと、18年度ですと決算ですから実績が示されておりますね。

そうしますと、これ見ていきますと、収益的収支、収入、支出が出ておまして、差し引きをするということですね。収支差引AマイナスBはCということで、予定は5,530万9,000円と出ておりますね、19年度を見ますと。資本的収入と資本的支出が出ておまして、これの収支の差し引きをしますと、マイナス5,217万円になるということですね。補填財源Gというのがありますね。これが1億1,550万6,000円となっております。これはあくまでも予定ですから、今回お示しになっておる決算内容とは数字が違っておるわけですが、資本的収支の下に収支差引の下、Fの下ですね、補てん財源G

ありますね。その年間の資金の収支が最後に書いてあるわけですね、予定が。計画ですよ、あなたのところがつくった。その下に米印がありましてね、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金で補填する。」ときちっと明記してある。それ説明してください。もう一遍復習です。私は、どうも課長さんの答弁がわかりませんので、これまでも聞いていると思いますけれども、この間の質疑のときにも。

水道課長 前回の質疑にもお答えしましたけれども、この損益勘定留保資金1億1,550万6,000円と、この中身でございますけれども、減価償却6,550万6,000円と、それから、もう一つは除却という形でございます。

1 1 番 この間の質疑にもお聞きをしましたね。そうすると、課長さんは、「減価償却費と資産減耗費、今年度の決算ですと5ページにありますこれ合わせたものです。」というふうなことでしたね。補填した分の残りが二千幾らやって先ほども答弁されましたですね。まさしくこれですね。

じゃあ、今、課長さんがおっしゃるように、もしもというふうなことで、どんなもしもなんかわかりませんが、想定をされますものを言いますと、非常にお気の毒ですが、中国の四川大地震とか、最近日本ですと東北の岩手県・宮城県の地震が発生をしております。福崎町では山崎断層が走っております、大きな被害が出るだろうというふうな予想がされておりますしね、そうすると計画のところでももうちょっとお聞きをしたいのですが、どういうふうなことをお考えになっておるのかなと思うんですね。そういうふうなものが、私は、もしもなんかと思うですけども、課長さんのもしもはどういうもんなんですか。

水道課長 この決算書の5ページ、6ページに損益計算書がございます。ここで、もしもの場合と言いますと、先ほども言いましたように、大きな修理、福田の水源地、井ノ口の水源地、かなり大きなポンプもあります。それらの故障も想定されます。また、先ほど議員言われましたように、地震があれば、大きな送水管、配水管への被害が想定されまして、それらを含めてもしものときということでございます。

議長 質疑中でございますが、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議長 会議を再開いたします。

1 1 番 今、中期の収益的収支及び資本的収支の計画をお尋ねしておるんですが、ここに損益勘定留保資金で補填するという記述がございます。しからば、お尋ねをしたいんですが、この損益勘定留保資金になる減価償却は今後減るんですか。それと、減価償却はどのような方法でやられておるのか。これはたしか定率法とか定額法とかいうてございますね。どのような方法でやられておるのか、あわせてお答えをいただきたい。

水道課長 減価償却、その欄を見てもらいますと、平成20年までは経年によりまして減ってきます。そして、21年以降は事業をやりますという形でふえておるということで、4から5%アップでここに計上しております。

そして、減価償却の方法ですけども、定額法ということでやっております。

1 1 番 定額法でということですけども、今、課長の答弁がありましたように、減価償却費がそんなに減ることなく資産ができますから、当然ふえると思うんですね、償却する金額はね。だから私は、あえて建設改良積立金を積む必要がどこにもないだろうと思うわけです、この中期計画を見ますと。

この中期計画について、もう少しお尋ねをしたいと思うんですけども、これによりますと、職員は現在6人、いろいろと事業をしているけれども、6人のままでやっていくという計画になっております。私が思いますのは、先日の質疑でも申し上げましたが、この中期計画の地震等の災害対策というものが予定事業としてあがっております。先ほども休憩前に申し上げましたが、中国では8万人か9万人かの死者と行方不明者が出ておりますし、日本では、つい先日の岩手県・宮城県の東北の内陸地震、これでも10人か12人でしたか、行方不明者と死者ということで、山間地であるにもかかわらず、大きな被害、死亡ということも起こっておりますし、テレビを見ておりますと、水は非常に大事でございまして、給水車が来て給水をしている状況をテレビでよく見られます。まだ、今になって復旧ができていないと報道もされておりますけれども、先ほど言いましたように、山崎断層が福崎町も通っておるわけで、そういうことを想定いたしますと、この地震等の災害対策のところもう少し計画の中に数字で盛り込んであれば、私ら「建設改良も、もしもということで備えて進められとんやな」という理解ができて、いいと思うんですが、その辺の地震等災害に対する対策で、これまでお聞きをしておる範囲では、とにかく事業は、20年度は旧給食センターの用地を買収して、それは水源の確保ということに重きを置いたものだというのでございまして、地震の対策にもなるんかわかりませんが、主にそういうことにお聞きをしておりまして、この計画のどこを見ましてもそういうものもございませぬので、管理者である町長と現場の責任者の課長さんが、そういうお話をされたのか、話し合いをされたことがあるのかどうか、その辺についてもお聞きをしたいと思っております。

議 長 　ただいま吉識議員の質問でございますが、平成19年度の水道会計の決算認定を求めることとございますので、中期計画というのは、また、次回にお願いします。

　今の質問で、災害等についてのことでございますので、嶋田町長、答弁を求めます。

町 長 　当然そういう災害のことについても想定をいたしておりますけれども、なかなか地震につきましては、いつどこでどうなるのかというふうなことがはっきりしないわけとございまして、これはかなり精度のある、権威のある方に問いましても、それはなかなかわからないということとありますから、そういう話はしましたけれども、それが何年度にどうこうというそういうところまでは盛り込んではいないということとございまして。

1 1 番 　先ほど言いましたように、利益の処分案に関連してお尋ねをしておるわけでして、もう少しお尋ねをしたいと思うんです。

　と言いますのは、そういう計画より先にでも進みましてね、例えば、今おっしゃるように、山崎断層がいつ揺れるかどうか、ということはわかりませんが、もしも地震が来たということになりまして、姫路市、宍粟市は断水が相当長期間にのぼっておるけれども、福崎町では、全然影響がなかったと、水道に関してはというのが一番いいだろうと。そうはいかなくても、比較的備えが十分であったために、軽微で済んだと、給水されたということになるのが、町民が安全で安心でということだろうと思うんです。その辺のところをよく精査をしていただきたいと思っております。

　以上で終わります。

議 長 　ほかにございませぬか。

7 番 　一般会計の補正予算で、駅前のトイレの件が出ておりますが、これで十分な対

応のできる金額と考えるとよいのかどうか。予算で出されておるのだから当然という当たり前だという答えになるでしょうけれど、辻川の山の下にあるトイレから考えますと、どの程度なのかなと思っておりまして、その件と、それから、いつ完成をさせるということ、前にお答えがあったかもしれませんが、いま一度答えておいていただきたいと思います。周辺の住民も大変関心を持たれておることですので、よろしく願いをいたします。

企画財政課長 まず、事業費でありますけれども、単価的に申しますと辻川界隈の駐車場トイレ、決算から見ますと約平米当たり60万円弱。このたび補正予算でお願いしております総額を面積で割りますと約60万円ということで、単価的には辻川界隈のトイレと同等というものになっております。

工期ですけれども、一応議決いただきますと、即入札の段取りをしていくわけですけれども、工期3カ月程度ではないかと見ております。

7 番 できるだけ早く間に合わせていただきたいし、ぜひ祭りまでに完成をするようにお願いします。祭りは日が決まっておりますからね、3カ月よろしく。祭りになったら大騒ぎになりますから、トイレ。

それから、道路の管理条例ですが、施行日の話が先ほど出ましたが、大事な話だと思っておるんですね。議決をした日から施行するということですが、そうすると、今年度の事業について、地元負担を求める、求めないということに予定と変化が出てくるのか、そこらのところどうなんですか。施行を議決の日からするということになるかね、2級やと思っと思ったんが3級になると。そうすると地元負担予定してへんのに求められるがなというのが今年度出てくるわけですよ、施行日が議決の日ということになると。その関係はどういうふうに考えておるんですか。

まちづくり課長 議決をいただきますと、その日が施行日ということで答弁しました。それと、今、負担金の話が出まして、それにつきましては、今の現行の台帳、お手元に図面もきょうお渡ししているんですが、今の台帳によって、決まるまではそれによって負担の要るものについては負担を求めていくという考えでございます。

7 番 これは、これまでの現行のものですね。新しいものはどうなんですか。1年かけて検討したんでしょう。1年かけてみて、必要があるからこういう条例になったわけです。ですから、これにかわる新しいものが、代替案としてあるでしょう。それが出ないと、影響がどうなるのかということがわからん。

農集排だったら議会に出すまでに審議会をやって、そうして審議会の答申を受けて各地区に説明会に回って、さらに6月号の町広報で、案ですとって発表をして、6月の議会で決定すればこうなりますというそんな記事で下水道課は、出しているじゃありませんか。

これは全町に影響のあるものです。住民負担にかかわるものです。それは自治会によっては、その周辺の利用する道路の住民に直接負担を求める場合もあります。いろんなやり方でやっています。こういう面で、町民に影響のあるものです。

ですから、きちっとこれは新しいのと古いのを出すことが必要だと思うんです。どういう影響が出てくるかという、そのところを明確にしていかないと議決をするといっても、なかなか大変だと思うんですね。産建の委員会でどういうふうに議論をされたのか、これは委員長報告のあとで聞きますけど、ぜひ、これを出していただかないと、2級から3級に落ちるときちっと明記されておるわけですから、交渉の段階で、「これ議会で決まりました。」言うて、「もうあきまへんのや。」と言うて、各自治会と話すわけでしょう。

もうちょっと、新しいこの条例案を適用したらどうなるんだという案を示してほしいと思うんですよ。

町長 1年かけてやったというのは、議案に対する内容についてであろうと私は理解しています。具体的な内容につきましては、この案を作成しましたあと、それは案としては持っているかもわかりませんが、やはり議会議員の皆さんとの検討やすり合わせ、あるいは区長さんとのすり合わせ、まずは議会の産建委員会でありませうとか、あるいは全員協議会というところに示して、今、現行を示しておりますけれども、次の等級案は私自身も見てないわけでありまして、この案が通りましたあと、どのようにするか。産建の委員会でもいろいろ案が出ておりましたようなそういうやり方もひっくるめまして、これから検討に入ると。

しかし、検討の案は持っていると思いますが、それを即、あした施行したから示して、これでいきますということには私はならないのではないかと。いよいよこれでいきましょうかと決定するには一定の時間が。施行はするけれども、これは条例として施行はされますけれども、しかし、具体的な道路線というのはこれからしっかりと論議していくものと、そう理解しております。でなければ、私が見ていないわけでありませうから、それもあしたから適用することにはとてもなるものではないと、そういう理解でございます。

7番 この条例では、明確に2級から3級に落ちるといふものがあるわけですね。この図面を見れば、日常的に私たちが、うろうろしているところ、これは今2級だけど3級になるんかなというところがちょこちょこ目につくわけですね。ですから、並行して、ちょっと時間をかけて審議をするということがあってもいいんじゃないかと。この条例案を適用したらどうなるかということを出していかないと、大枠を決めて、それから、それに適用する内容を決めていくんだということにはならないと私は、思いますね。1年もかけて検討して、改正の必要性を認めていたわけですから、それは案がないわけがない。それを示して、そうしてこの条例を審査、審議するということが議会人。私は、そのように思います。議会運営委員長としてもそう思います。どうですか。

町長 私が先ほどああいう答弁をしたから担当者は、答えにくいだろうと思いますけれども、法律をつくったあと、その条文に合うような形で、具体的に現行のものを見直していく作業が始まるのではないかと、このように理解しております。

結果として、審議をして一つも落とすものがないということになるかもわかりませうが、しかし、いろんな諸般の事情を考えていけば、議員の皆さんや区長の皆さんのご意見を頂戴しながら、この条例に基づいて一定の結論というものが出てくるのではないかと。その結論が出てきたときに、いよいよこの道路でということになります、その結論が出ない限り、これは、施行はしますけれども、現行の道路の方向で進まなければならないということでもあります。

しかし、現行の道路で進まなければならないということでもあります、このように条例を改正しようというときには、現実と実態が乖離してきているという現実もあるわけでございますので、このように条例改正案を出させていただいたと。具体的な道路がどのようになるかというのは、この条例に基づいて、さまざまな町民の皆さんのご意見をもらいながらそれを決定していくものと、このように理解をしているわけでございます。

7番 この条例で、都市計画法29条に基づく云々の問題ではこれは明確にもう10戸未満のものは全部3級に落ちるわけですからね、議論の余地がないわけですね。相談の余地が。もう決まりますということになるわけですね。

今やられておるのはね、ミニ開発が多いんですよ。大規模開発とまではいかな

くても何十戸という開発がありますけれど、ミニ開発が多いんですよ。そうすると、ただでさえ交通問題でありますとか、雨水排水の問題とかいろいろ問題が出てきます。そこへもってきて地元負担も発生してくるということになるわけです。ですから言うておる。そういうこともあるから言うておるんです。

さきの本会議で大体影響を受けるのが70路線ぐらいだろうという数字を課長が言われました。その70路線、一遍出してくださいよ。そうでないと責任持ってやれない。

例えば、後期高齢者の保険の問題が大きな話題になっています。ところが法律は、小泉内閣のとき、2年前にできとるんです。それ以降、これは実施したらどうなるかというのは、さっぱり細かなところはわかりません。国から何も言うてきませんと言いながら、いよいよ実施の段階になったら、ああ大変だ、大変だということになって大騒ぎになっているわけですよ。国民の負担がふえるとかいろいろですね。法律を先につくって、そうしてそれに適用するように実態を合わせるということになりますと、後期高齢者保険と同じようなやり方になるんじゃないかというふうに今の答弁を受けて思ったわけですね。

ですから、この法律案を実施したら、条例案を実施したらどういうふうにどれだけの影響が住民に対して出てくるのかということ認識して、そうして議決をするということが私は要ると。最低限の議会審議の条件だというふうに思います。いかがですか。

副 町 長 質問議員さんの事柄についてもよく理解できるわけではありますが、私どもまちづくり課における職員で、この条例案を作成させていただき、これら等に基づきまして格付等級を行っていきたいというように町長も答弁で申し上げたとおりであります。

それら等についても、これも産業建設常任委員会で申し上げた事柄でございますが、まずその当該の所管委員会で案をお示しし、なお且つ、必要であれば全員協議会、なお且つ、集落における分野の意見を反映させながら、というようなかの形で格付等級の見直しという形になるかと思っております。今言われましたように、後期高齢者医療の制度につきましても、今言われたとおり、2年前にできており、この4月からという形でその中身については精査できてないという事柄もあるわけですが、それら等の手順を間違えない形の中で審査会でもそのように諮りたいと思っておりますし、なお且つ、議会の方へも報告は差し上げたい。またご協議願ひまして、それら等についての意見は、当然といたしまして、格付等級に反映させたい、このように思っております。

7 番 そういう議論が産建委員会であったんでしょうけれど、町長や副町長の答弁のようにはいかないというのを明確に10区画未満の開発の道路は3級になるということは明記されているんですよ、条例では。これがさかのぼってずっとやられる、これまでのものについても全部さかのぼってやるということですから、ぐっと落ちるものが出てくるでしょう。今後もミニ開発が非常に多いです、実際は。ですから、それらが地元負担が次々とかかってくるわけですね、それで言うておるわけです。議論の余地のないものがあるんですよ。地元や議会とか区長会とか、それぞれ相談をしながら決定していくということですけど、一般の道路についてはそうでしょうが、都市計画法29条の分については、これは議論の余地がないわけですから、この条例では。ですから、私は、もう少し慎重な取り扱いが要するというふうに思います。

副町長の答弁は、これは一般道路について言うておるのであって、この改正分の4条の2の(4)項には副町長の答えは当たらないというふうに思います。

町 長 当然、実態を見ながら、ということでありますから、すべての落ちる部分と落ちない部分が出てくるということはそのとおりだろうと思います。その条例の適用については、そういうことであるわけであります。

しかし、町道がどんどん延長でありますとか、あるいは面積がふえていくという状況の中で、すべてこれらを町費で対応できれば一番いいわけでありますけれども、そういったいろんな勘案ということの中で、これが出てきております。当然、小林議員が言われますように、落ちる部分と落ちない部分が出てくるというのもそのとおりであることは事実であります。

議 長 ほかにございませんか。

2 番 水道の決算関係で数点お尋ねをしたいと思うんですが、先ほどの議員も地震災害の取扱い等についてもお話がございました。中国、または東北地方において大きな地震が発生をしております。そういった中で、水源地や配水地、送水管、そういったものの耐震の強度とか、そういった耐震の調査、こういったことはやられておるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

水道課 長 耐震の調査は行っておりません。

2 番 そうしますと、どの程度の震災で水源地が破壊される、送水管が破壊されると、そういったことは全くわからない、こういう状況ですね。耐震等の調査の方法というのはあるんですか、ないんですか。

水道課 長 調査の方法はあると思います。

2 番 あるのであれば、そういったものについても計画だけじゃなしに、やはり実施を計画的に進めていただきたいと、このように思います。

それと、資料の1ページに貯蔵品というのがございますね。材料費として1,158万円貯蔵品が計上をされております。この貯蔵品は、今保管はどちらでされておるんですか。あちこちばらばらになっておるのか、1カ所で管理されておるのか。

水道課 長 まず、1カ所は役場の水道課の裏の倉庫、これが貯蔵品の備蓄場所でございます。そして、もう一カ所は井ノ口の水源地、ここには铸铁管等々を保管しております。

2 番 この管理状況ですね、盗難事故等もグレーチングが取られたとかいうこともございましたね。この盗難防止についてはどのような対策を取られておるのか。

水道課 長 私が水道課長になりまして、福田水源地と井ノ口水源地のフェンス等、高くしております。侵入防止のフェンスをして施錠もしており、侵入できない状況にしております。

また、役場の倉庫は、常時職員も出入りすることで盗難防止を図っております。

2 番 盗難防止も十分対応していただきたい、このように思います。

それと、この在庫の確認は、これはもう期末だけやられておるのか、毎月やられておるのか、どうされているか。

水道課 長 期末にしております。

2 番 現金と帳簿との乖離はあるのかないのかお尋ねします。

水道課 長 先ほど言いましたように、期末に点検をしまして、その日に検査を受けておるということで、間違っていないと、きっちり合っておるという状況です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
6月16日の本会議2日目において、14件の案件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。
これから各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
それでは、審査をお願いいたしました順によりよろしくお願いいたします。
まず、総務文教常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。
東森総務文教 失礼します。総務文教常任委員会から報告いたします。
常任委員長 付託案件、報告第2号、報告第3号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第51号の6件について慎重審議をいたしました。
審査の結果は、事務局朗読のとおりです。付託案件6件について、全員賛成で承認並びに可決することになりました。その審査の経過について補足説明をいたします。
去る6月17日に町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。
報告第2号について、3月末の国会において見直しがあったが、今回の報告に反映されているのかの問いに、反映されていないとのことでした。国においても検討されているとの答えでした。まだ骨子がまとまっていないのが理由だとのことです。また、75歳になったその月から課税されるそうです。
報告第3号について、政党に対する寄附の対象はとの問いに、所得税のみで住民税は対象外だということでした。
議案第41号について、質疑はありませんでした。
議案第42号について、寄附金の使用ルールについて問いがあり、寄附者の意向により運営したい。長期にわたって寄附金にするのはいかがなものかとのことでした。
議案第43号については、質疑はありませんでした。
議案第51号については、町長の冒頭のあいさつでも触れられていますが、どのような積算で当初予算計上されたのか。坪単価100万ぐらいでされているのが妥当ではないかとの問いに、一般的なものに加え、バリアフリーで福崎町の玄関に見合ったものという位置づけで検討を加えた結果、補正を組ませていただきたい。各種機能を満たしているかとの見地では不十分であったとの反省がありました。
東中学校の漏水について、3月議会に組替動議が出されたことを踏まえ、今回、緊急にすべての消火栓の布設替えを行ったとのことでした。
以上、付託案件、報告2件について委員全員の賛成により原案のとおり承認すべきもの、また、議案4件について原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。
議 長 総務文教常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いた

します。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

高井民生 失礼いたします。民生常任委員会よりご報告させていただきます。

常任委員長 去る6月18日、先般の本会議で付託されました4議案につきまして、関係各位出席のもと、慎重審議させていただき、結果は事務局朗読のとおり、4議案とも全員賛成で可決及び認定いたしました。

それぞれの議案につきまして、補足説明として各委員から出た質問を申し上げたいと思います。

まず、議案第44号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、特にございませんでした。

次に、議案第48号、平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定につきましては、主なものとしまして、水道資料の11ページの除却費差額に対し減価償却が済んでいないということで、できるだけないようにするというものでした。また、6ページ、未収金に対する対応が出ておりました。

決算書30ページ、資産減耗費、棚卸しゼロ円ということで継続記録法はどうか研究するようにとのことでした。

また、実施棚卸か、帳簿棚卸かについては、実施棚卸で継続棚卸しを研究するとのことでした。

また、現況の県水に対しての交渉ができないのかに対しては、町長から、京都の大山崎町の判決次第で考えるということをございました。

井ノ口・福田水源の稼働時間や工事入札の質問などがありましたが、結果的には前述のとおり全員賛成で可決しました。

次は、議案第49号、平成19年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算については、利用企業負担の漏水について工水の給水条例に該当するか検討するというございました。

次に、議案第50号、平成19年度福崎町水道事業剰余金処分について、50%の改良資金、また、50%の繰越、大方積み立てる理由では、純利益を積みみたいとのことでした。

普通預金の手持ちは妥当か、また、流動化比率では他町を参考にして研究するというございました。

総括では職員の手当は適宜に出ているかとか、滞納金不納欠損についてということが出ておりましたけれども、研究するというございました。

以上、民生常任委員会から補足説明とさせていただきます。4議案それぞれ吟味いただき、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、付託案件終了後の公害防止協定に基づく福崎町工業団地進出企業の協議について報告したいと思います。

河鹿電機株式会社福崎工場新築工事の機械配置変更による附属建屋の規模縮小、建築面積、延床面積の縮小で親会社である三菱電機から作業効率、製品の雨天時の搬送などを含んだ指導でということをございまして、委員からは、書類申請時に慎重な姿勢での取扱いと関連法規法案の研究をすることをつけ加えて、結論は全員で賛成ということをございました。

以上、民生からのご報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長 民生常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長報告に対する質疑がご

ございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

難波産業建設 産業建設常任委員会から議案の審査内容について報告をいたします。

常任委員長 6月16日の本会議で当委員会に付託された議案は4議案です。審査結果につきましては、ただいま事務局の朗読のとおりであり、4議案とも全員賛成で原案を可決すべきものと決定をいたしました。

委員の意見を参考に審査の経過を報告し、補足説明といたします。

議案第45号、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例については、本会議でもいろいろと質疑がなされました。この条例改正については、昭和57年12月に町道の全線を一括廃止し、新規に認定しました。その後、175路線の道路が増加、距離も32,682m延長増となった。現状と道路等級が合わないものも発生しており、今回条例を改正して見直しを行おうとするものです。

委員から、道路の旧等級と新等級が比較できる資料を出してほしい、地区内は一増一減にしてはどうか、2等級の差は生じさせない、道路の認定手順はどうするのか、審査会とはどのような組織なのか、こういった意見が出ました。

町としては、まだ新等級への格付見直しは行っていない。したがって、今の道路等級資料は出せるが、新の等級資料は出せない。条例を改正していただければ、本年5月26日に発足、8名で構成する認定審査会、副町長が会長、技監が副会長、関係課長6名、合計8名で約6カ月かけて改定案をつくる。その後、地元と調整し決定すると当初説明がなされました。

委員から、それはおかしい。ぜひ議会に出すべきである。その後、自治区との調整をすべきだとの意見があり、町長から議会に提出をしますとの説明がありました。

現路線の等級表を提出願ひ、参考として全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第46号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、平成5年に板坂地区に農業集落排水処理施設を設置してから15年が経過する。少子・高齢化、核家族化が進み、少人数の家族において不公平感が出てきた。条例を改正し、対応したい。条例改正については、該当集落11のうち、10地区を回り説明し、理解を求めた。1地区については必要ないとのことで説明会を実施していない。審議会も4回開催した。

委員からは特に意見もなく、全員賛成で原案を可決決定すべきものとなりました。

議案第47号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、議案第46号の議案と同じ内容であり、委員から意見もなく、全員賛成で可決決定すべきものとなりました。

議案第52号、福崎町道路線の認定及び廃止については、西治市川線は今回県道に認定された長野橋から市川町境までの部分を廃止し、町道755号線は平田川にかかる橋を撤去し、その部分を廃止するもので、委員からは意見もなく、全員賛成で原案を可決決定すべきものとなりました。

以上で、産業建設常任委員会から報告を終わります。十分審議を賜り、議員の皆さん方の賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

付託案件の審議の後に、所管事務調査を行いました。先ほど民生の方からも報告がございましたように、工場立地変更届出で河鹿電機が現在の絶縁処理工場を外に設置しておいたものを建屋の中に入れて効率化を図るというものでございまして、建築面積で187.85㎡減、延べ床面積で174.36㎡減。

委員全員賛成で了承することといたしました。その後に、下水道課から神崎橋の架替工事により月見橋の迂回車両の増加が予想されるため、山崎地区下水道工事の発注を延期する旨の報告を受けました。

以上で、産業建設常任委員会からの報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長報告に対する質疑がございましたらどうぞ。

7 番 先ほど総括質疑なり、あるいは先の本会議でも質疑のときにもお尋ねをしたことですが、それらの問題提起をしておいて、そうして委員会での審査を待ったわけでありませぬけれど、問題は、条例を先に決定して、それに基づく案を住民の前に出すか、議会に先に出すかという問題よりも、この条例が決定をすればどういふ影響が住民に及ぶかというそのことを議論すべきだと私は思いますが、その点についてはどのように議論されたのか。

特に、都市計画法29条の関係のことは明記をされていて、これはもう明らかなので、それらについての問題点も、縷々前回の本会議で述べております。どのように審議の対象にさせていただいたのかお尋ねをいたします。

難波靖道議員 都市計画法の10戸の区画開発については、特に議論がございませんでした。
7 番 それでは、全体として1級から2級に下がるものもかなり出てくると思います。それらは2級になっても住民負担はないけれども、しかし、重要度という点について変わってまいります。そういうことから改修やそれらについての位置づけ順位等が下がってくるということも1級から2級に下がる場合考えられるわけです。1級から2級にかなり下がると思います、この条例で。そういうふうな影響をどのように検討されたのか。あるいは2級から3級に下がる、あるいはまた、下から上がる分も当然あるでしょうけれど、それらの影響度ですね、なぜ検討材料にさせていただけなかったのか。私は問題点を、先の本会議で出して、影響度も審査してほしいというふうに本会議で言っておるわけです。産建委員会ですらしてほしいと言っておるわけです。なぜそれを明確に審議していただけなかったんですか。

難波靖道議員 重要度ということをお言われておるんですが、1級が2級になる、2級が3級になると、そういう具体的な話も当局と話をしたんですが、今のところわからないという状況でして、具体的な議論にはならなかったという状況でございます。

7 番 今、議員定数の削減の問題も言われ、あちこちで議会の存在意義ということが問われております。全国議長会の議会の活性化についての答申を見ましても、議会審議はもっと住民によくわかるようにして議会の存在感を増していくということ。議会の重要性ということは変わらないわけです。町のことを決定する、物事を決定するということは議員を減らそうが、増やそうが、そんなこと関係なしに、議会で物事を決定するわけです。当局は案を立てるわけです。議会で決めるわけです。決定した責任は議会にあるんです。役場がこんなもん出してやりよるがなという住民から文句を聞いたとき、我々はそんな言い逃れをするわけにはいかんのです。議会が決めた議会の責任になるんです。

住民にマイナスの影響が及んだとき、プラスの影響が及ぶ、いろいろ考えるわけです。そのプラス、マイナスを色々斟酌して、そうして決定をするというその決定責任ということが必要です。そのためには、議会は現在の地方自治法や会議規則でも参考人を呼んだり、公聴会をやったり、そういうことが認められております。そういうことを大いにやるべきだということを全国議長会の議会改革の方の提案でもされておるわけです。そういうことをやってこそ、議会の存在意義ということを経済に認めてもらえるわけです。

その意味で、私は、この件について産建委員会のただいまの審議経過と報告を聞きまして、残念に思います。私の今の意見において、最後に委員長の感想をお聞きしたいと思います。

難波靖道議員 小林議員の言われることはもっともなことだというふうに思います。そういった内容につきましても、我々としてもいろいろと討議をしてまいりました。ここに報告した以外にもいろいろと話をしていたわけでありまして。

そういった中で、最終的にその等級案については議会に提出をするということをお約束していただきました。そういったことで、そこで十分審議をしてはどうかと、こういった思いでございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

報告第2号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり承認するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、報告第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

報告第3号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり承認するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、報告第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

次に、議案第41号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第41号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第41号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第42号、福崎町ふるさと応援寄附条例の制定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第42号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第42号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第43号、福崎町ふるさとづくり基金条例を廃止する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第43号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第43号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第44号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第44号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第44号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

7 番 次の議案第45号について、緊急動議として継続審議にして、住民の意見も聞

きつつ、この影響度について勘案して、次期定例会まで継続審議するというそういう緊急動議を提案いたします。

議 長 ただいま、議案第45号に対して、小林 博議員から動議が提案されました。しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第45号、福崎町道路線の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、小林議員から継続審査を求める動議がございました。この動議の申し出について、賛成の方は起立願います。

(起立1名)

議 長 よって、議案第45号に対する動議については、否決されました。

議案第45号、福崎町道路線の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

1 1 番 私は、議案第45号、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

道路は、言うまでもなく社会資本の最も重要なものであり、経済発展や住民の生活に大きく影響するものであります。当町においては、昭和55年から町道の等級見直しを行っていないとのことであります。この間、種々の事由から、新設された道路、住宅地の開発などによる交通量の変化などにより道路の状況も大きく変化していることは承知をしておりますので、その必要性については異を唱えるものではありません。

しかしながら、60から70路線の変更が予想されるとの答弁であり、当局は改正条例施行後に自治会や議会と協議するとの答弁がございました。改正条例が、いわゆる「ざる法」と言われる条例であれば協議することも意味があり、答弁どおりに条例施行後、協議をしてもよいでしょう。「ざる法」と言われる条例でなければ協議をする以前に結果が出ているわけですから、協議の意味はなくなります。

等級見直しは、格上げにしろ、格下げにしろ、その影響は大きなものがあります。橋本副町長を頭に審査会を設置し、1年をかけて条文を整えられたとのことでしたが、変更対象は、わずか60から70路線とのこと。自治会や議会と協議して矛盾の解消を図り、町民の皆さんに責任が持てる条例とするために施行を当分の間遅らせ、その間に集中して議会と当局が、当局と自治会が協議をすることが必要だと思うのであります。

条文の文言についても指摘がありましたので、これについても再度の検討を必要と考えます。

以上の理由により、反対をいたします。賢明な議員のご賛同をいただきますようお願いをいたします。

議 長 賛成討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第45号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

- 議 長 起立多数であります。
よって、議案第45号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 1 0 議 長 ただいま議決された議案第45号に対して、決議をつける動議を提出します。
ただいま、議案第45号に対して、広岡史郎議員ほか1名から動議が提出されております。
しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後1時05分

再開 午後1時07分

◇

- 議 長 会議を再開いたします。
この際、ご報告申しあげます。お諮りをいたします。
先刻、議案第45号に対して、広岡史郎議員ほか1名から動議が提出されました。それらはお手元に配付したとおりでございます。
お諮りをいたします。動議の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、広岡議員ほか1名から提出されました動議の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。
それでは、動議について、事務局に朗読させます。
(書記朗読)

- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに動議の提出者に説明を求めます。
- 1 0 議 長 45号に対する決議は、次のページに本文を載せております。
議案第45号、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例に対する決議。
福崎町町道の整備に関しては、昭和40年に「福崎町道路の管理等に関する条例」が施行、昭和55年と平成2年に本条例の一部改正がなされる中で、平成19年度末において町道計743路線が本条例に沿って1級から4級まで格付されている。
しかし、1級から4級まですべての範囲で町道の多くは整備がおくれている現状である。このことについては、毎年提出される町内区長会からの要望書に道路整備要望が多いという点からも明白である。
このような状況下で、今回本条例が一部改正され、改正の要点に2級町道の条件が5項目にわたってつけられたことである。説明では、60から70路線の等級が変更ということであるが、本議案に改正後の路線等級図が資料として添付されていない状況下では、その多くが2級から3級へを初めとして等級の格下げになると推測され、以降の整備において道路改良、舗装、用地取得、物権補償のすべてについて受益集落として地元負担が増すことになる。
長期にわたり副町長を頭に審査会を設置し、町道管理改正について審査されたとのことであるが、町道は町民生活で最も重要であり、かつ、交通事故から町民の命を守る点からも道路整備は不可欠であるので、町長は以下の諸点に十分に配慮して行政運営をされるよう強く申し入れるものである。
1、町長は、今回の条例改正後、直ちに等級の変更となる路線、その変更理

由を案として公表すること。

2、上記等級変更路線案について受益集落の意見を十分に聴取すること。

3、道路線の等級認定に当たっては、町民の代弁者である議会と最も影響を受ける住民組織である自治会、両者との合意形成を図るため、最初から結論ありきの協議でなく、客観性・公正性の確保に十分留意して認定作業に当たること。

4、協議の過程と結果について、議会はもとより、住民への説明について十分責を果たすこと。

以上の決議を本45号議案につけたいと提出をいたしました。何とぞ、議員各位にはご理解の上、賛同を賜りますようによろしくお願いいたします。

議 長 これより動議に対する質疑に入ります。

それでは、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例に対する動議の提出について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例に対する動議の提出について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第45号に対する動議について、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第45号に対する動議は可決されました。

次に、議案第46号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第46号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第47号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第47号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第48号、平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定につ

いて、討論がございましたらどうぞ。

1 1 番 平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場で討論を行います。

公営企業会計には、1、決算報告書、2、損益計算書、3、剰余金計算書または欠損金計算書、4、剰余金処分計算書または欠損金処理計算書、5、貸借対照表の5つの決算書があることはご高承のとおりでございます。

この5つの書類のうち、明らかに剰余金処分計算書案に水道事業の歴史的経過を考慮しない制定条文の解釈があり、合理的な利益処分がなされていない処分案だからであります。

我が国の水道事業は、明治23年の水道条例のときから公営主義の原則がとられ、水道は市町村が公費を持って敷設することになっていたようであります。ところが、現実には多くの市町村の場合、お金がなかったので、企業債を発行して借入金で水道をつくり、使ったものが使った程度に応じて料金という形で償還金を負担し、結果として出資することになっているのであります。

民間企業の貸借対照表では、長短期借入金の勘定科目で負債の部に計上し、資本の部は資本金が計上されておりますが、公営企業の資本金は民間企業の法定資本金と異なります。自己資本金と借入資本金、企業債とからなっていることをご理解いただけると存じます。

剰余金の処分につきましても、公益企業と民間企業とでは根本的に異なっております。民間企業の場合には、出入りの追及が目的ですから、当期利益は、いわゆる儲けであり、処分可能利益です。したがって、黒字の場合には、1、株主には配当金を支払い、2、役員には賞与を支給し、3、国・地方公共団体に対しては法人税等の支払いをし、処分されます。しかしながら、公営企業は公営企業法第3条、経営の基本原則で地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと明記されているように、儲けようと思って事業経営を行っているわけではありません。したがって、当年度純利益は儲けではなく、公共的必要余剰、すなわち資本的支出の財源であります。

剰余金の処分計算書の減債積立金500万円が1点目であります。

さて、公営企業の場合には、法定積立金として減債積立金を規定しております。地方公営企業法第32条1項は、地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の20分の1をくだらない金額を減債積立金、または利益積立金として積み立てなければならない。

地方公営企業法施行令第24条1項、事業年度末日において企業債を有する地方公営企業は、毎事業年度生じた利益のうち、法第32条第1項の規定により、前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額の20分の1をくだらない金額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならないと明記し、毎事業年度利益を生じた場合には、企業債の現在高と同額に達するまで減債積立金を積み立てなければならないとあります。

平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算書の剰余金処分計算書案の減債積立金500万円は、この規定の例外的（企業債を発行しない公営企業）が例外的な20分の1条を適用して計上されているのであります。

当年度未処分利益剰余金1億4,792万1,741円は、全額減債積立金とすべきものであります。なぜなら、19年度末企業債残高は2億9,440万6,

189円であり、18年度決算書による減債積立金額は2,035万3,176円であり、当年度未処分利益剰余金1億4,792万1,741円をプラスしても1億6,827万4,917円で、企業債残高の約57%だからであります。

2点目、建設改良積立金1億円計上案についても、公営企業会計では膨大な施設に対する減価償却費、資産減耗費見合いの水道料金が、損益勘定留保資金として資本的支出の建設改良費の財源となっていますので、あえて建設改良積立金を積む必要性は特別な場合を除いて認められないのであります。特別な場合とは水道料金の原価計算に当たって建設改良費を予め参入した場合であります。法定積立金である減債積立金を減債高と同額積み立てられていない場合は、任意積立金である建設改良積立金を積み立てる資格がないのであります。

本年5月2日開催の民生常任委員会へ提出された福崎町水道事業中期経営計画を見ても、平成23年度までの財政支出計画が出ておる。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益留保資金で補てんすると明記されているではありませんか。

3点目、翌年度繰越利益剰余金4,292万1,741円が計上されていますが、配当や賞与等利益処分の必要性がありませんので、繰り越す合理的な理由や必要がありません。

以上の理由が、平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算の認定に反対する理由であります。安易な判断や集団心理で、この平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算を認定しては、後顧の憂いを残すこととなります。冷静に正しく勇気を持って修正することが重要であります。良識ある議員各位には、熟慮され、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、決算認定に反対の討論といたします。

なお、議案第50号につきましても、建設改良費に1億円の処分は、ただいま述べました理由により反対でありますので、申し添えておきます。

議 長 賛成討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第48号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第48号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号、平成19年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第49号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第50号、平成19年度福崎町水道事業剰余金処分について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第50号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第50号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第51号、平成20年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第51号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第51号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第52号、福崎町道路線の認定及び廃止について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第52号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第52号については、原案のとおり可決することに可決をいたしました。
以上で本定例会に付議されました案件で、審査報告のありました案件の討論、採決を終結いたします。

日程第6 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。
お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。
事務局に一括して朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりました。それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。
今回の一般質問の通告者は12名であります。
一般質問に入ります前に、資料の配付の申し出がございますので、許可します。
しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後1時32分

再開 午後1時35分

◇

議 長 会議を再開いたします。
それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。
1番目の通告者は、東森修一君であります。
1. 後期高齢者医療制度について
2. 神崎橋について
以上、東森議員どうぞ。

東森修一議員 失礼します。9番、東森です。議長の許可を得まして、通告に従い、一般質問をいたします。

質問に入る前に、岩手・宮城県内陸地震、また、秋葉原の通り魔事件におきまして、天災並びに人災の事件が起きました。地震においては、甚大なる被害と多数の死傷者並びに負傷者を出しました。通り魔事件では、多数の死傷者を出しました。ここに謹んで哀悼の意をあらわします。被災者や被害者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

後期高齢者医療制度についてです。6月定例会の町長の冒頭のあいさつの中でも触れられています後期高齢者医療制度についてお聞きします。

4月にスタートしたこの制度は、2カ月もたたないうちに与党からは見直しが進められ、野党からは廃止案が出されて参議院で可決されています。国のレベルでも混乱していると思います。この制度は、高齢者の医療を支えるためだということですが、簡単に言えば、75歳以上の医療費は75歳以上の人たちで支え合ってください。国も公費負担するし、現役世代の人たちも支援金として一定の補助をすることだそうです。制度を支えるための急務財源は、後期高齢者からの保険料が1割、現役世代の健保、国保財政からの支援金が4割、残りの5割を国や地方が公費で賄う仕組みになっています。これから団塊の世代が大量の高齢化に向かっていきますが、保険料はどんどん上がっていくのではないかと危惧いたします。

高齢者は病気がちになりやすいし、健康上のリスクを抱えている人も多いと思います。これまでお年寄りには、健保や国保に席を残したまま老人保健制度に加入していました。しかし、新しい制度では、現役世代の国保や健保から後期高齢者を切り離して独立させています。後期高齢者医療制度は、なぜ後期高齢者保険と言わないのでしょうか。

健康福祉課長 名称についてでございますが、厚生労働省の回答では、後期高齢者医療制度は

75歳以上の高齢者を被保険者としまして保険料を徴収し、医療給付をする意味では、他の社会保険と同様です。

ただ、今言われましたように、高齢者からの保険料は給付費全体の約10%で残りは公費と現役世代からの支援で賄う仕組みです。そのため、他の社会保険と比較しますと、被保険者である後期高齢者の保険料で賄う部分が小さいことから、医療保険制度ではなく医療制度と名称を用いることとなっております。

東森修一議員 言葉の違いで、僕もようわからんのですけれども、今まで配偶者や子どもの扶養家族として保険料を払わなくてもよかった高齢者の支払い義務が発生していますが、福崎町では何人の方がこれに該当いたしますか。

また、加入時から2年間は特例の軽減がありますが、2年後からは保険料を全額負担することになります。わずかな年金収入しかない低所得の人たちにも保険料の負担があると思いますが、保険料の最低額はどれぐらいになりますか。

健康福祉課長 今まで保険料がかからなかった方は、新たにかかることとなりますが、被用者保険の被扶養者の方が該当します。福崎町では、6月現在で377人です。

それと、保険料の最低額でございますが、被用者保険の被扶養者の特例を除きまして、保険料は所得割額と均等割額の合計がかかります。公的年金だけの収入でございますと、収入153万円以下の人の場合には所得割は公的控除があり、ゼロとなります。均等割額は、単身世帯でございましたら7割軽減となりまして、年間1万3,177円となります。したがって、一番安い保険料の方は、現在年間1万3,177円となります。

東森修一議員 病院にかかりますと一部負担額がありますが、低所得者の人にも負担があると思います。自己負担はどれぐらいになるのでしょうか。4月から後期高齢者医療制度になって自己負担はふえたのでしょうか。

健康福祉課長 自己負担額は世帯全員が非課税世帯の場合、所得額から控除額を差し引いてゼロとなる低所得者の方の場合につきましては、医療費の自己負担は1割です。通院の場合、1カ月の負担限度額は8,000円、入院の場合、1カ月の限度額は1万5,000円までとなっております。

この医療費の一部負担金につきましては、従前の老人保健制度と同様の負担額となっております。

東森修一議員 75歳以上の高齢者の人には低所得者にも保険料の負担や医者にかかると一部自己負担金が必要になりますが、福崎町は町長の施策で乳幼児等は小学校6年生まで無料という制度があります。低所得者の高齢者の人にも福崎町独自で負担を軽減する手厚い施策を考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

健康福祉課長 現在、低所得者の保険料の軽減につきまして、国において見直し等が検討されております。20年度中に均等割につきましては7割軽減世帯の引き下げや所得割については所得の低い方についての軽減等の対策が講じられると思います。

町単独の施策となりますと、財政的な負担が伴います。また、医療費の一部負担金1割につきましても70歳から74歳の高齢者の医療制度との整合性も考慮する必要がございます。

4月から始まったばかりの制度でございますので、国の更なる軽減施策の動向も見ながら、今後の課題として考えていきたいと思っております。

東森修一議員 国の方でもまだ混乱している状態ですので、今ここでどうのこうのとは言いにくいとは思いますが、前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、神崎橋についてです。

県事業ですが、神崎橋補強工事が進められています。市川の流れを変えて基礎部分の工事が行われ、また、通行する上部の工事も始まり、片側交互通行が

時々行われています。この8月20日から全面通行止めになるそうです。

そこでお聞きします。

現在の橋梁の概要をお知らせください。また、強度はどのぐらいアップするのでしょうか。

まちづくり課長 神崎橋の概況について説明をいたします。

橋長は156.4m、幅員は5.65mでございます。事業主体は、ご存じのとおり兵庫県です。この橋は、昭和5年に竣工し、老朽化が進んでおります。

事業の必要性につきましては、国道312号は震災時の緊急輸送路の指定がなされておりまして、大規模地震の発生に備え、緊急輸送路、避難路及びライフライン確保と震災被害の軽減、被災後の早期復旧のための橋梁の耐震性能の向上を図るものであります。

今現在の県の取り組み状況につきましては、一昨年に耐震調査を実施し、昨年度から橋脚の補強工事が行われています。引き続き、本年度は上部の工事が進められます。上部工では橋げたの補強、床版の補強、高欄の取りかえ、床版と下部工をつないでいます支承の取りかえ、伸縮装置の取りかえなどです。

したがって、大規模な補修、補強工事により、橋梁の耐震性を高めるとともに、老朽箇所及び強度不足箇所を補修し、安全な状況にするものです。

強度の増加につきましては、この橋は、今申しましたように、昭和5年に竣工しまして、その当時の設計強度が14t程度でありまして、今回その設計荷重は25tとし、阪神・淡路大震災程度の地震動にも耐えられる構造になるよう設計がなされております。

東森修一議員 橋のことについては、ちょっと私もよくわからないのですが、工事による通行規制はどのように考えられていますか。

まちづくり課長 8月20日から来年の3月19日までの間の通行止めで工事を進められる予定です。国道であることや福崎町の東西を結ぶ重要な橋の一つでありますので、通行止めにより付近の住民の方々はもちろんこと、周辺に影響があるものと思っております。町としましては、来月の町広報で住民の方々に通行止めのお知らせをしたいと思っております。

また、近隣の住民の方々には、通行止めについての説明会を開催する予定です。6月30日には夜に西野公民館で、7月1日の夜には新町公民館にて、役場からはまちづくり課、住民生活課が出席いたします。県の担当職員とともに出席し、理解と協力をお願いし、また、ご意見も賜る予定にしております。

それと、迂回路となる主要道路が県道三木宍粟線となりますが、特に役場周辺が大変渋滞すると予想されます。県に対しましては、福崎町の手前から看板の設置をしていただき、できる限り広域的に通過交通を分散させる必要があると考えます。また、全国的に交通情報センターを初め、各機関への周知なども当然ながら徹底を図れるようお願いをしているところでございます。

東森修一議員 工事前でも辻川西交差点に信号ができてから神崎橋方面に、時間帯により渋滞が発生しています。この通行量は把握されているんですか。

まちづくり課長 県の資料によりまして、神崎橋の交通量は平日の交通量、24時間でございますが7,427台、休日の交通量は24時間で6,249台となっております。

東森修一議員 通行止めによって福崎大橋やら月見橋の交通量がふえると思いますが、これはどのように予測されていますか。

まちづくり課長 主に三木宍粟線が迂回路に指定をされていますので、神崎橋を通行する車両は、そちらに移行すると考えられます。

福崎大橋の通行量は、仮に神崎橋の通過交通の8割が福崎大橋に迂回すると

想定した場合には通行量は24時間で約2万1,000台になると思われま

す。月見橋につきましては、大型車の通行制限を行っておりまして、幅員も狭いため、極端には増えないと予想しますが、今現在、数字的にはちょっとつかめていないという状況でございます。

東森修一議員 看板の設置やガードマンの配置など、どのように考えられていますか。また、その費用はどのようになりますか。

まちづくり課長 看板及びガードマンにつきましては、工事による通行制限と並行して検討されています。当初の費用は、当然工事の請負費に含まれているものでございます。

東森修一議員 先ほども月見橋の方にちょっと回るのはないかというのですが、時間帯によって通勤時なんかには月見橋にガードマンというか交通整理員が必要になってくるのではないかと思います。どうでしょうか。

まちづくり課長 町も当然その心配がございまして、県と協議の中では県の考え方は、現場の状況を見て工事による影響があるということが確認できれば交通整理員を配置して対応するというふうに聞いております。

東森修一議員 長期の通行止めとなりますが、工期の短縮はどうでしょうか。

まちづくり課長 県の方も、できるだけ工期の短縮に努めたいということで、毎週、毎月の工程管理を行い、できる限り工期の短縮を図っていきたいという考えでございます。

東森修一議員 歩道橋は通れそうですが、原付や単車が通ってしまう可能性があります。これは法律違反だけれども、マナーの悪い人がおって、渋滞なんかのところで歩道をざっと走っていく原付の人を時々見かけることがあります。これらについての対応はどのように考えていますか。

まちづくり課長 歩道橋は原付や単車の通行を想定しておりませんし、法律上も歩道橋を通行してもよいというものではありません。警察にも確認しておりますが、もちろん原付などの単車の通行は禁止ということで確認をしております。

例えば、単車が通行して歩行者が危険な状況、ということが工事中に発生すれば、警察と相談の上、何らかの処置をしなければならないという考えを持っております。

東森修一議員 一日も早く工事が完了してほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で、東森修一君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は14時10分といたします。

◇

休憩 午後1時53分

再開 午後2時10分

◇

議長 会議を再開いたします。

次は、2番目の通告者、松岡秀人君であります。

1. 河川整備について
2. 指定管理者制度について

以上、松岡議員どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号13番、松岡秀人です。議長の許可を得て、通告により一般質問をいたします。

内容は、河川整備と指定管理者制度についてであります。まず初めに、指定管理者制度の方からお尋ねしたいと思います。

現在、福崎町では、指定管理者制度でいつごろから導入されておられるのか、まずそれから伺いしたいと思います。

総務課長 この指定管理者につきましては、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理についての指定管理者制度が導入されました。福崎町におきましては、平成18年の4月から福崎町内の施設、5施設につきましては、この管理者制度を導入しております。

松岡秀人議員 平成18年の4月からと。この指定管理者制度の導入された目的は、どういうものでしたか。

総務課長 これにつきましては、公の施設の管理に、民間の持っております能力を活用しつつ、住民サービスの低下につながらないように、また、経費の節減を図ることを目的として導入をしております。

松岡秀人議員 町民サービスの向上や事業の経費節減のために導入されたと。そしたら現在では、何カ所そういう指定管理者制度が導入されておるのか、名称を確認のために教えてほしいと思います。

総務課長 施設につきましては5施設ということで、先ほど申し上げました。施設名につきましては、文珠荘、第1・第2デイサービスセンター、もちむぎのやかた、企業会館、以上5施設でございます。

松岡秀人議員 5カ所の名前を挙げてもらったわけですが、その中に、第1・第2デイサービスという社会福祉協議会のサービス部門。それについて少しお尋ねしたいと思いますが、現在、第1デイサービス、第2デイサービスに町からの派遣職員数は何名ですか。

健康福祉課長 町からの派遣職員でございますが、社会福祉協議会には職員2名派遣しております。デイサービスへの派遣はありません。

松岡秀人議員 それでは、社会福祉協議会の方へ2名と。そしたら、第1デイサービスと第2デイサービスには職員さんは何名ぐらい現在勤められておりますか。

健康福祉課長 第1デイサービスでは22名、第2デイサービスでは33名となっております。

松岡秀人議員 そのうち、そのホームヘルパーさんや、また、介護福祉士さんの登録者数は現在何名になっておりますか。

健康福祉課長 登録者数でございますが、ホームヘルパー事業では10人、デイサービス事業では16人、訪問入浴事業で4人、合計30人でございます。

松岡秀人議員 そのうち、現在、ホームヘルパーさんや介護福祉士さんで活発に活動されている方は、現在把握されておりますか。登録者数は先ほどお尋ねしたんですけども、活動されている人。

健康福祉課長 30人の登録者のうち、仕事をされている時間はそれぞれ差がございますが、すべて29の方が仕事に従事されております。

松岡秀人議員 その人数は、多いのか少ないのか、どういうふうに思われますか。現在のその30人のうち29名の方が働いておられるというふうにお聞きしたんですけど、その人数が町内の介護ですか、デイサービスとかそういう方面で、その人数で間に合うのかどうかという点をまずお伺いいたします。

健康福祉課長 人数でございますが、今のところ、その人数で活動しております。

松岡秀人議員 なぜ私がこのような質問をするかと言いますと、私の調査では、福崎町の社会福祉協議会で働いておられる介護従事者ですね。ヘルパーさん及び介護福祉士、そしてその職員さん、結局、時間給が安いと思われるからです。

例えば、市川町の社協の方は、時給が1,050円、姫路市の社協は1,130円、また、民間の派遣業者、大貫のAさんでは1,200円、夢前のI社、これイニシャルですけども1,100円、加西のK社1,050円となっております。それに比べて、この福崎町の社協からのホームヘルパーさんの時給は、一応950円と。というのは、今このホームヘルパーさんとか介護福祉士というのは、

低賃金で長時間にわたる重労働ということで、介護従事者にとっては専ら3Kですか、きつい、あとは、言いにくいから想像に任せておきますが、そういうふうなうわさされているようです。

このような介護従事者を取り巻く劣悪な環境は、その離職率を高める原因ともなっていると思うんです。だから介護従事者の定着率向上を図るため、ひいては介護する人も、また、介護される人もお互いが気持ちよく接することができるよう町の方から社会福祉協議会に対してこの介護従事者の待遇改善の要請を出していただけるように求めておきますが、いかがですか。

健康福祉課長 ホームヘルパーの賃金につきましては、今言われましたように950円と交通費1回150円になっております。近隣の他市町の社会福祉協議会、また、民間事業所はこの金額より高いところがたくさんあります。社会福祉協議会には、町から適正な賃金等について検討してほしい旨を申し入れたいと思います。

松岡秀人議員 この町の社会福祉協議会のチラシには、「住民だれもが助け合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくり」というキャッチコピーにもなっておりますので、どうかその点は、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、もちむぎのやかたです。これについて少しお尋ねをいたします。

今回も、もちむぎ食品センターには3名の方が一般質問されると思いますけども、私は、去る4月12日に中島ミニデイサービスで総務課の出前講座、わが町ガイドを利用したときのことですけども、このわが町ガイドというのは、町の施設3カ所、図書館と浄化センター、もちむぎのやかたを見学して、職員さんの方から詳しく丁寧に説明を受けられたそうです。これはバスの利用で、「もちむぎのやかたでは非常に楽しい買い物もできて、ちょっとした小旅行気分が味わえた」ととても好評でした。

しかし、また、次のような意見もたくさん出たようです。「せっかくここまで連れて来てきてもらったのに、なぜこのもちむぎのやかたで食事をするのができないのか」と。これも後で聞きますと、バスの利用時間が2時間、バスというんですか、わが町ガイドは2時間ということで、食事をする時間がなかったことへの不満の声なんです。それから仕方なく公民館に帰られて、弁当を食べながらぶつぶつと小言を言われたそうですけども、そこで町長にお尋ねいたします。なぜ、利用時間が2時間に限定されているのか、その辺をわかりやすくご説明いただければありがたいかなと思うんですけども。

総務課長 この出前講座のメニューにつきましては、こちらの方から出向いて行って、2時間の範囲内で皆様方に説明をするというのが出前講座の第1番目のことでございます。その中におきまして、町内の施設もその2時間の範囲内で説明できたらというところで始めたのが、このわが町ガイドでございます。

そういったことで、質問議員さんがおっしゃられています町内の施設2時間以内で回った場合に、最後のもちむぎのやかたになると、食事をして帰れないだろうかと、こういう質問かと思えます。我々も、この関係につきましては、他のところでの懇談会でもそういう質問をお受けいたしました。

そういう中で、検討を加えました結果、平日の場合、職員も昼の休憩時間がございます。したがって、職員の休憩時間は、バス等の運転手も休憩をいたしますので、その昼の休憩後、バスの都合がつけば調整できるのではないかと、このように思っております。

松岡秀人議員 そのようにご検討してもらえればありがたいかなと思います。なぜ、私がこういう質問をするかということ、まず一つ目は、もちむぎのやかたについては、いろんな人からたくさんの質問なり、ご指摘があると思えます。やはり売り上げ

を増やすという意味からしても、例えば、取らぬタヌキの皮算用かもしれないんですけども、一地区20人ぐらいでミニデイサービス事業でも、何でもいいんですけども、もちむぎのやかた、立派な建物があるし、食事でもしてもらって、そして、食べてお買い物してもらったら一人当たり1,500円という計算で、32地区すれば70万前後になると。これを年間2回でも繰り返せば140万、単純に計算すれば、ここでお土産、孫に買い物するとか、お年寄りはある程度小金を持っておられるから、やはりお金をある程度使いたいと思うんですね。孫の買い物、自分のほしいものも買えると。

というのは、自宅におっても、やはり家の者には、もちむぎのやかたに行っておいしいもちむぎ麺を食べに行きたいけど、連れて行ってくれとは、なかなか家の者には言いにくいと。そしたら、近所のお年寄りに言っても、運転が危ないし、行きたかっても命が惜しいと。一番安全なのは、町のそういう利用できるものがあれば利用して、そこで潤えば三方丸もうけ、社長である町長も、もう皆さんから突っ込まれても、ここで利益が出れば質問も少なくなると思うんですね。だから私は、あえて、きょう、そういう質問もさせてもらったんです。だから、この2時間で出前講座というのも必要かもしれませんが、やはりこういうものは、柔軟な運用方法でもって初めて、住民さんにもサービスが行き届くというふうに思いまして、この質問はこれで終わりにいたしますけれども、一応、さっき課長の方から、平日には運転手の休憩時間をそれに挟んでそれに食事ができるというふうに回答をもらっていますけれども、正式な回答を町長の方から、これはやると、いいことだからすぐ取り組みますというふうな回答をいただければ、なおさらありがたいかなと思うんですけど、どうですか。

町長 今すぐやる、と答えれば一番いいわけではありますが、そういったいい提案でございますので、関係課とよく調整をし、もちむぎのやかたとも検討をいたしまして、できるだけ、できるような方向で考えてみたいと、このように思います。

松岡秀人議員 そしたら、町長に、前向きで建設的なご回答をいただきましたので、もちむぎのやかたに関しては、これで質問を終わります。

続きまして、指定管理者の文珠荘について、少しばかりお尋ねしたいと思っておりますが、この文珠荘は、18年度の決算書計算書というのが私、手元にあるんですけども、19年度の報告書というのはあがっておるかどうか、まずその点からお尋ねいたします。

健康福祉課長 文珠荘の19年度の収益収支決算でございますが、まだ提出はしておりません。所管の民生常任委員会におきまして、次回に報告する予定をしております。

松岡秀人議員 それでは、現在、私の手元にあるこの18年度の損益計算書並びに貸借対照表及び文珠荘から収支計画書というのが提出されておると思うんですけども、まず一点目、この文珠荘の収支計画書というのは、いつごろ町に提出されたのか、その点からお尋ねをいたします。

健康福祉課長 収支計画書といいますのは、指定管理者になる前に、申請として出ております。

松岡秀人議員 指定管理者になる前ということはわかっていますが、指定管理者を受けることを前提として出されておるか、その日付、その時期をお尋ねしております。

健康福祉課長 提出されました時期は、恐らく17年の9月以降だと思います。

松岡秀人議員 17年の9月以降と、まずそれは知っております。それで、収支計画書というのは、大体こういうものであるという前提で出されておると思うんですけども、まず、損益計算書から、数字的なところをお伺いしたいと思います。この指定管理者となった日にちは、株式会社輝さんはいつでしたか。

健康福祉課長 指定管理者としては、平成18年4月1日からでございます。

松岡秀人議員　そうですね。平成18年4月1日から指定管理者となられておると。そしたら、法人として設立されたのはいつですか。先ほど文珠荘の収支計画書がいつ提出されたのかと聞くと、平成17年の9月以降とお答えいただいたんですけども、そしたら、株式会社輝の法人設立年月日はいつになっておりますか。

健康福祉課長　法人として設立されましたのは、17年9月1日と聞いております。

松岡秀人議員　そうすると、この損益計算書で売上原価のところでは期首棚卸高32万7,649円と、これ18年4月と横に備考欄に書いてあるんですけども、法人の場合でしたら、以前の在庫をそのまま引き継ぐことができるからこういうふうな書き方にしてあるのか、その点をまずお尋ねいたします。

健康福祉課長　損益計算書の中の期首棚卸額につきましては、17年度の分を18年度において棚卸額をあげております。

松岡秀人議員　これは偶然に同じ法人で、同じ仕事、職業をされておるからこういうふうに前期の棚卸しを引き継いでやっている。普通、例えば、株式会社アンさん、衣料品でも何でもよろしいわ。その人が、文珠荘もうかるなど。もうかるなど思うから引き受けるんだらうと思うんですけども、そのときに、例えば、衣料品屋さんでブラウスとシャツとかそういう在庫があった場合に、それをここへ乗せるんですかと私は言いたいわけ。ただ偶然に輝さんだったから32万7,649円という数字があがっていますけども、もし違う業種の方が、文珠荘を引き受けることになっておれば、恐らくこれはゼロから始まるのが普通じゃないんですか。その辺の見解を私ちょっとわかりにくいのでお尋ねするんですけど、そういう点はどういうふうに理解させてもらったらいいのかなど。

普通、4月1日から文珠荘の株式会社輝さんが、指定管理者として引き受けるのであれば、期首はゼロのはずだと思うんですけどね。初めは何もないでしょう。もしするんだったら、そこに仕入れということが起こるはずなんです。資本金は資本金で引き継いであるから法人になっておるんですけどね。だから、これ一つ、解せないんですけども、どのように理解させてもらっていいのかなど、それをまずお尋ねいたします。

健康福祉課長　先ほどのご質問でございますが、ご承知のとおり、株式会社輝は同じ事業を17年、18年継続して会社として損益計算書の記載が、期首棚卸額ということになっております。

先ほど言われました食品以外の業者であれば、これは商品としては成り立ちませんので、そういうことにはならなかったと思いますけども、この株式会社輝の場合は、たまたま同じ文珠荘のこれは食材費に当たるかと思えますけども、事業となっておりますので、こういう計上の仕方になっております。

松岡秀人議員　こういうことを言っても水かけ論になると思いますので、この期首棚卸のことに関しては、これでおいときますけども、その下に、期末棚卸高、三角の表示で32万6,291円、この三角の表示の理解ができないんです。こういうふうに損益計算書の三角はつかないと思うんですよ。引くということは常識、もうわかっていますから。それをなぜあえて三角になっているのかと。一応、公文書というたらおかしいけども、情報公開されて文書になっていると思うんですが、これをこういう三角のままでいいのかどうか、その辺もお答え願えますか。

健康福祉課長　期末棚卸金額に三角といいますか、マイナス表示をしております。表示としたのは、期首棚卸額から期末棚卸額を差し引いて当期売上原価となりますので、わかりやすく期末の棚卸額のマイナス表示としました。

松岡秀人議員　私は、これの三角を訂正してくださいというんです。こんなもの人に出されませんよ。仮にだれかがこれを情報公開で見せてくれというときに出さざるを得ない

ですわね。この三角って何ですかということになりますよ。だから早急に私は三角を消す方がいいんじゃないかなということでもって質問しとるんです。

だから、即ち消しますと言われたら私はそれでいいと思うんです。それをマイナスとか何とかいうのは答えになってないと思うんです。消すのか消さないのか、それともこのまま三角でいくのか、その答えを僕は求めておるんですよ。

健康福祉課長 ただいまのご質問で、マイナスが間違いということでご指摘をされておりますので、マイナスについては削除するという方向にしたいと思います。

松岡秀人議員 続きまして、この期末棚卸高32万6,291円。これは、貸借対照表では棚卸資産32万6,291円、これは、全額食材費の在庫で、間違いはないですか。

健康福祉課長 食材料費と聞いております。

松岡秀人議員 そしたらですね、この損益計算書の方で、事務等消耗品費122万4,333円のうちの項目で、事務用品、印紙、厨房消耗品ほかとなっておりますけれども、私が言いたいのは、この印紙ですね、この印紙は、恐らく何枚か在庫として決算上残っているはずですよ。あらかじめ公租公課で何枚か買うんですよ。それで3万円以上の人には張っていかんといかんわけです。ぴたっと決算でゼロ、1枚もないということはないんですよ、常識から考えると。期末棚卸高32万6,291円、棚卸資産32万6,291円、これすべて今、食材ですとお答えになりましたね。在庫として残すんだったら、残しているはずやね、帳面上。これ、残ってないでしょう、印紙の在庫分が。返答をお願いします。

健康福祉課長 今言われました印紙というのは、収入印紙のことをございまして、3月末でゼロになっているのかということをございしますが、そこまで確認しておりませんが、そうではなかったかと思えます。今言われました棚卸資産の中にも含んでいるかもわかりません。ちょっとその辺までは確認はしておりません。

松岡秀人議員 「棚卸資産は、全部食材で、在庫ですか」と聞いたら、「はい」と言われましたやん。私は、何も課長を責めるとかいうんじゃないですけど、責任は、担当課ひいては町長にあると思うんです。この棚卸資産と期末棚卸高が同じで、食材ですといわれて、それですって見ていったら、さっきの印紙というのは在庫に全然ないんですよ。だからこれはどういう帳面つくっておられるのかなと。行って確認せえとは言いませんけれども、でも一応協定書では地方自治法においてもそうです。指定管理者の帳面調べる場合は、こっちに呼ぶか、現地に行って全部拾い上げて整理整頓するべきです。

今、先ほどの東森君の質問にもありましたけれども、後期高齢者医療制度とか、いろんな福祉関係のことで、担当課長は、忙しくてそこまで手が回らないことは十分に僕も承知しております。でもね、こういう帳面の出し方で、本当に通るのかなと思うんです。一つ聞いてもこういう次々穴が開いていると。

次、また聞きますけどね、やっぱり一応聞くべきところ聞いとかなと、年間1,000万近くの指定管理料というのを税金から払っているんですよ。儲かるから引き受けるわけですよ。わざわざ300万か400万かしりませんが、資本金を積んで、それなのに2期連続赤、また後で言いますけどね。それで私が言いたいのは、この損益計算書で雑収入6万円、これ自動販売機の手数料となっていますね。これは月幾らで何カ月分ですか。

健康福祉課長 月額5,000円の12カ月で6万円と聞いております。

松岡秀人議員 そうですね。5,000円の12で6万円と。この貸借対照表を見ると、その他の流動資産で未収金5,000円とあがっていますね。この5,000円は何を意味するものですか。

健康福祉課長 貸借対照表の未収金の5,000円、これは自動販売機の手数料の3月分とい

うふうに聞いております。

松岡秀人議員 3月分というのはおかしいでしょう。決算が4月1日から3月31日までで、12カ月分で6万円入っている。なぜ、この未収金5,000円、自動販売機の3月分をここへあげんといかんのか。未収金ゼロになるはずですが、ちがうんですか。自動販売機の手数料であれば、12カ月分の5,000円やったら6万円、それはちゃんと雑収入であがっていますから合うております。それがなぜ5,000円の未収金3月分というのは、3月は月末で入るんちがうんですか。それとも3月末、20日締めで月末払いじゃなくて、月末締めの10日払いとかそういう計算されているんですか。そういう計算されておっても、1年回ったら一緒でしょう。残るわけないんです。どうなんですか。私の頭が悪いから私は理解しにくい。だから、私の頭で理解できるようにお答え願います。

健康福祉課長 今回の未収金としての5,000円、これにつきましては、3月分でございます、4月に入ってきたわけでございます。損益計算書におきましては、その入ってくる未収金が入ってきますので、入ってきた金額として6万円というふうに記載をしていると聞いております。

松岡秀人議員 入ってくるものとしてあげるとおかしいんじゃないですか。これ、実際に収入で6万円あがるということは、入っているからあげるんでしょう。入っていない分をあげるって、ちょっと私理解できない。私の言うこと間違ってますか。隣の税務課長、税務とか専門ですけど、答えをほかへ振るのもおかしいですけど、その辺を。僕も、もうひとつ確認せずにやっているから、わかる範囲でよろしいから、お答え願えますか。健康福祉課長は、帳面について苦手だと思うんです。よければ税務課長に、僕の言っているのが間違っているのか。間違っていれば、私この場で訂正して謝りますけど、その辺のことが理解できないんです。

税務課長 私が商業簿記の関係で理解している範囲内でお答えをさせていただきます。
貸借対照表で、未収金5,000円が期末に発生しております。売上げは、期中に6万円、月々5,000円の契約に基づいて、12カ月を売上計上してあります。
期末において、5,000円の未収があれば、売り上げ分については、当然計上はしますけれども、それに伴いまして5,000円の未収金は貸借対照表の方に計上されるべきものと思います。

松岡秀人議員 というのは、私が間違っているということになるんですか。

税務課長 要は、その5,000円の支払いの契約がいつからいつまで期中ということですね、何日払いの何日入と、その分たまたま3月分が、本来3月に月末に入るべきものが入らなかって、売り上げ分としては当然契約の中では計上すべきものであって、それが未収となっているために未収金として発生をしたと。いわゆる発生主義での記帳になっているかなと思います。

松岡秀人議員 入ってなくても雑収入に入るわけですね、結論として6万円ということは、入っているわけ。この入っているということは、4月からでしょう。健康福祉課長。輝さんの4月1日からの指定管理者で。4月から3月までの12カ月分で6万円、未収金になれへんのとちがうか。これで僕が間違っていれば、この場でまた謝ります。自分で間違っただということが理解できないので、もし、間違っていれば、19年度もらったときにきっちりに対応させてもらいます。

続きまして、この固定負債の役員借入金で120万632円という端数、120万だったら私も拾いもしないんですけども、120万632円と、この632円は何を意味するのかなと。それをまずお尋ねします。

健康福祉課長 役員借入金の120万632円でございますけども、この役員借入金の中には役員個人の金と一時的な立替金額がありまして、精算されていなかった部分を

借入金として計上されたものであると聞いております。したがって、その端数が出たのも一時的な立替金額というふうに考えております。

松岡秀人議員 一時的な立替金632円ですけども、3月31日に締めた場合、その場で金庫の中にお金入るとるはずですね、そこで何で精算してゼロにしないんですか。632円わざわざ固定負債の貸借対照表に残すのかなと。利息だったら私、残したってかまへんと思うんですけど、利息は取ってないというふうな感じで。3月31日の時点になっても金がないから632円残しとってん。それとも3月31日5時か6時か9時ごろに、金庫を閉めてから買い物に行った金が残っておるんか。その632円いつ発生しとるんですか、その金額は。それも月末に、きっちり期末ですから、100万とか200万とかいう金額はすぐに出しはできないけど、632円、レジから出したら済むこととちがうの。それを、あえてこういうふうに残すということは、帳面自体の数字合わせ違うかなと、そうとられても仕方ないんぢがうんですか、証拠はないけども。普通に考えれば632円、3月31日付でちゃんと精算するべきものですわ。それをわざわざ残すというのは、上と下の資産の部の合計と負債の純資産の合計が合わないからこういうふうな計算してくるんじゃないかなと僕は疑いを持っておりますが、詳細はやった本人しかわかりませんので、課長の答弁は要りません。

それで、次いきます。もう数字の件はこれぐらいにしとかなと、お互いにヒートアップするだけで、無駄ですから。

それでは、続いてお尋ねをいたします。

AED、私が、ここで、一般質問させてもらって、各町内の公共施設に順次置いてもらっておりますが、このAEDは、文珠荘に設置してあるのかどうか、まずその点からお伺いいたします。

健康福祉課長 AEDは設置しておりません。

松岡秀人議員 なぜ設置されないんですか。

健康福祉課長 理由は、必要かと思えます。設置については、また検討したいと思えますけども、現在の状況ではまだ設置していないということでございます。

松岡秀人議員 やはり老人会とかいろんな方の出入りが多いと思うんです。特に、風呂を設置されておれば、お風呂場で脳溢血、脳梗塞なんかで心臓発作を起こしやすいと。だから、そういう場所にもぜひ。これは町の方からの持ち出しになるんですかね。その辺もちょっとお尋ねいたします。

総務課長 備品等は、町と指定管理者との協議というところもありますんですが、このAEDの関係につきましては、町の方で設置することになると思えます。

松岡秀人議員 それらをできるだけ早い時期に設置されることを求めておきます。

それから、この6月、7月、8月は特に食中毒が多く発生する時期だと言われておりますが、それらに対応するための従業員等の衛生管理、健康管理、例えば、検便等などはされておるでしょうね。

健康福祉課長 衛生管理については非常に大事なことでございますが、最近ちょっと確認しましたところ、検便は、しばらくやっていないというような回答でございまして。

松岡秀人議員 しばらくやっていないと。課長に何ぼきつく言うてもだめなんですけども、しばらくやっていないというよりも、やはりやっておりますという答えを聞いたかった。やはりそういう食品衛生法とか、勉強して登録されておると思うんです。特に食中毒というのは、うるさい。風評、口コミ等でいろいろ言われるから、早急に健康管理というんですか、そういうことの徹底を求めておきます。

それで、この2期連続赤字ということをお聞きいたしました。この損益計算書から見ますと、余りにも人件費が高いんじゃないかなと。売上げから

利益する荒利粗利というのが約62%あって4,465万、売上総利益、それに対して販売費及び一般管理費すべての経費が5,400万と。もうかるからこの収支計画表を見てみると、ちゃんともうかるようになってるんですね。これは何のための収支計画書。まずその点が一つ。

それと、役員賞与、役員給与というんですか、人件費の項目を一まとめというのは、通らないですね。役員報酬4人分、従業員給与11人分、福利厚生含む人件費、こういうでたらめな帳面はないですよ。やはり役員報酬は何ぼ、福利厚生費何ぼ、そして従業員給与何ぼと、こういうふうに詳細な項目をあげてこそ、こういうものが通るんじゃないですか。ただ漠然と人件費、役員給料もいっしょくたんにしとると。これじゃあ通らないですよ。役員給料、役員報酬は一体何ぼ取っておるのか、年間。ざっと計算すれば言わなくてわかりますけど、大体2,000万前後と。大体の勘でいきますけども、合っているかどうかその辺をまずお伺いいたします。

健康福祉課長 役員報酬は年間で1,990万でございます。

松岡秀人議員 だから2,000万前後というのは合っていると思うんです。というのは赤字経営が2期も続いて、その上なおさら役員給与も恐らく下げてない。儲かるであろうという予定でもって収支計画書も出されていると。それに全く合致しないし、おまけに今回、物価高騰の折、口頭ではありますが食費か何かの値上げを求めてきておられます。この前も66万補正予算、私はこれは気に入りませんが、ほかの項目があったから賛成はしております。こういうものは、やはり社長みずから給料を下げるべきだと思うんですね。そしてまた、この赤字経営が2期も続いている、つまり利用者である町民のサービスの低下につながりかねないと思うんですね。この施設の管理者がだれであろうと、やはり施設の最終責任者というのは施設を設置した町にあると思うんですよ。その辺をお考えになられて指定管理者の株式会社輝さんに対して、きつく監督なされ、経営の指導をなさるように求めておきますが、ご回答をお願いいたします。

町長 内容を詳細に見させていただいて、そして、担当課の意見を聞き、一般的な常識というんでしょうか、そういったものを勘案をいたしながら、当然、そういう勧告をすべきという内容であるならそういうふうにしなければならないでしょうし、そこはしばらく時間をいただきたいなというふうに思います。

松岡秀人議員 そしたら、まず、株式会社輝さんから提出されておる5カ年の収支計画書を十分にご覧になられて、18年度、19年度の決算書、損益計算書並びに貸借対照表を十二分に見られて、それで株式会社輝さんに勧告をされるように強く求めておきます。

河川整備につきましては、私の調査不足と勉強不足で次回にということで、本日の一般質問は、ちょうど3時になりましたので、区切りがよいところで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、松岡秀人君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議第3日目の日程をすべて終了することとします。

6月25日、あすは3番目の通告者、難波靖通君からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会することにいたします。大変ご苦労さんでした。

散会 午後2時58分